

作成日	令和2年10月5日
担当部課	健康福祉部 福祉課
課長名	前田 孝章
担当班	総務高齢班

事業名	食の自立支援事業
事業実施期間	平成 17 年度 ~ 令和 年度

総合計画における位置づけ	事業コード(01030205)	予算科目	予算コード(01030104)
基本方針	暮らしと安心	会計	一般会計
政 策	地域福祉・高齢者福祉	款	民生費
施 策	介護予防と生活支援の充実	項	社会福祉費
具体的な取り組み	その他	目	老人福祉費

1 事業の目的・内容	事業の対象（何を、誰を） 在宅の高齢者等で食材の買い物や調理、注文などの食事の調達が困難である者 (単身世帯・高齢者のみ世帯・準ずる世帯 等)	事業の意図(目的)（どういう状態にしたいのか） 食生活の改善及び健康保持を図り、並びに安否確認を行うことにより、健康で自立した生活を送ることができる。
	事業内容(令和 元 年度)(事業の意図を実現するために何を行うのか)	令和 2 年度の変更点
	①要支援・要介護認定はケアマネージャーを通じて、自立者(一般高齢者)は本人等が申請。 ②介護認定者の場合は介護保険課・市・地域包括支援センターの三者で判定会議を開催し、事業利用の可否の決定を行う。(自立者については、現地調査を基に福祉課検討会議で審査を行い、利用の可否を決定する。) ③利用が決定した者へ、1日1回、業者から食事が配達される。 自己負担金370円/食、市の負担金530円/食 実施方法 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他	自己負担金 360円→370円/食 市の負担金 520円→530円/食

		全体計画	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	
2 事業のコスト	事業費 (千円)		2,080	1,872	1,419	1,182	
	財源内訳	国庫支出金					
		県支出金					
		地方債					
		その他					
		一般財源		2,080	1,872	1,419	1,182
	人件費 (千円)		624	619	625	623	
積算	従事職員数 (人)	—	0.1	0.1	0.1	0.1	
	職員給単価 (千円)	—	6,237	6,194	6,253	6,232	
合計 (千円)		2,704	2,491	2,044	1,805		

活動指標(事業内容や事業量)		単位	(最終)令和 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
3 事業目標及び目標達成の状況	活動指標①	指標名	目標 a				
		実績 b					
		達成率 b/a	%	#DIV/0!	83.7	49.7	32.0
説明	(目標値の根拠や算定方法)		(令和 元 年度の目標達成状況)				
説明	前年度の実績(月平均配食数)や経年的な減少傾向を勘案し目標値を設定		更新を希望しなかったり、死亡や入所により利用者数が減少したため、配食数が減少した。				
活動指標②	指標名	目標 a					
		実績 b					
		達成率 b/a	%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
説明	(目標値の根拠や算定方法)		(令和 元 年度の目標達成状況)				
説明							
成果指標①	成果指標名	目標 a					
		実績 b					
		達成率 b/a	%	#DIV/0!	83.3	56.7	36.7
説明	(目標値の根拠や算定方法)		(令和 元 年度の目標達成状況)				
説明	前年度の利用者実績や経年的な減少傾向を勘案し目標値を設定		更新を希望しなかったり、死亡や入所により利用者数が減少した。				
成果指標②	指標名	目標 a					
		実績 b					
		達成率 b/a	%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
説明	(目標値の根拠や算定方法)		(令和 元 年度の目標達成状況)				
説明							

事業名		食の自立支援事業		
		視 点	評 価	説 明
4	事業の必要性	① 当初目的の達成や事業を取り巻く社会経済情勢等の変化により、事業の必要性が薄れていないか	薄れている ← いない → 1□ 2□ 3☑ 4□ 5□	独居及び高齢者のみの世帯が増加しており、家族の支援が受けられない、山間部で買い物に行けない、体調不良で調理が難しい等の理由がある人への生活支援サービスとしては必要である。
		② 民間(公的団体やNPO含む)に移管・委譲することが適当(可能)ではないか	適当 ← 不適當 → 1□ 2□ 3☑ 4□ 5□	配食サービスへの民間事業所の参入が増えているが、本事業の利用者は低所得者であるため、民間事業所の設定する単価では利用できなくなる可能性がある。
	事業の効率性	③ コスト(費用や業務量)に見合う、活動結果(事業量)が得られているか	得られていない ← いる → 1□ 2☑ 3□ 4□ 5□	事業費は配食数に応じたコストとなっているが、対象者は少数であるが、定期的に判定会議の資料作成や決定通知、実績入力等の業務がある。
		④ 同じコストでより大きな活動結果(または、より少ないコストで必要な活動結果)が得られる手法が考えられないか(事業の進め方)	考えられる ← られない → 1□ 2□ 3☑ 4□ 5□	包括支援センター、介護保険事業所、介護保険課、福祉課が行っていた判定会議について、これまで参集して行っていたものをテレビ会議で行うことで、効率化が図れる。
		⑤ 民間(公的団体やNPO含む)との協働(共催、委託、補助等)を進め、より効率的に実施できないか	できる ← できない → 1□ 2□ 3☑ 4□ 5□	配食及び見守りは、民間事業所に委託している。
	事業の有効性	⑥ 目的(成果指標)を達成するため、有効な事業内容となっているか	なっていない ← いる → 1□ 2□ 3□ 4□ 5☑	継続して配食サービスを受けている利用者は、入院することなく在宅生活を送ることができているため、『健康で自立した生活を送ることができるよう支援する』という目的は達成できている。
		⑦ 同じコストでより大きな成果(または、より少ないコストで必要な成果)が得られる手法が考えられないか(事業内容)	考えられる ← られない → 1□ 2□ 3□ 4□ 5☑	継続して配食サービスを受けている利用者は、入院することなく在宅生活を送ることができているため、医療費抑制にある程度の効果があると考えられる。
	事業の公平性	⑧ 受益者負担を見直す余地はないか(負担を課すべきではないか、負担水準を見直すべきではないか)	余地はある ← ない → 1□ 2□ 3□ 4☑ 5□	食材費相当(370円/食)を自己負担金として徴収しているため、負担水準の見直しは難しい。

5	事業の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 終了	本事業は、調理や買い物ができない高齢者に対し、食事を配達することにより健康的な在宅生活を推進し、健康で自立した生活を送ることができるよう支援する事業であるが、ここ数年で自立して本事業を中止した方がおらず、実態は単なる経済支援になっているのではないが、また、審査の段階で確認しているのは身体的な状態の確認であり、経済的な面での確認を行っていない。そのため、市が費用の一部を負担して配食を行っている方と、民間の配食サービスを利用している方との公平性に疑問がある。 (事業の方向性) 縮小
		(説明) 入院・入所までの中継ぎとしての事業になっているとの指摘があったが、入院・入所で利用中止になった人は、利用開始して、1年も経過しないうちに入院・入所している。一方、現在の利用者は、配食サービスを利用することで在宅生活が継続できている。入院・入所までの期間を先延ばしにできているという見方もできる。高齢者の身体的特徴から、現状維持ができればベストであり、改善や自立を目指すことに疑問がある。配食サービスを利用し、在宅生活を継続できていることで、医療費や介護保険料の伸びの抑制に効果があると考えられる。行政の福祉サービスは、利用者数が少ないから廃止するという性質のものではないので、今後は、新規申請者については、課税状況の確認を行うことで、費用負担の公平性を図り、本事業を継続実施したいと考える。	
	行政評価会議	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 終了	
		(説明) 入院・入所までの期間を先延ばす等の一定の効果があることや、単身世帯や高齢者のみ世帯等、食事の調達が困難である低所得者のセーフティーネットになっていること等から、事業形態については現状維持とする。ただし、本事業利用者との民間サービス利用者との公平性の観点から、担当課の評価のとおり、新規も含め利用者の課税状況等の確認を行うこととする。	